

# 三種町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

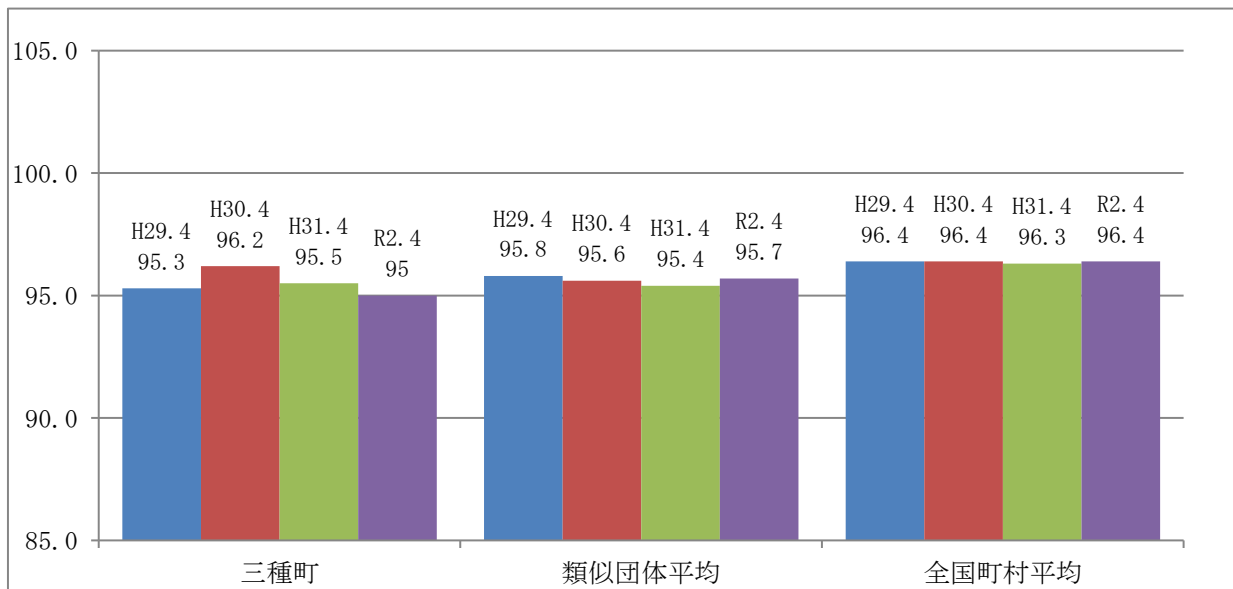
区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和元年度	16,211	10,500,281	170,612	1,492,566	14.2	14.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 類似 団体一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度	171	630,109	96,576	246,649	973,334	5,692	5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成28年3月1日

（内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均0.85%引き下げ。

若年層は引き上げ、高齢層は最大2.87%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成31年2月28日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成28年4月1日）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三種町	42.9 歳	311,200 円	356,700 円	329,400 円
秋田県	43.1 歳	328,100 円	391,432 円	359,392 円
国	43.2 歳	327,564 円	408,868 円	- 円
類似団体	41.6 歳	303,294 円	346,599 円	328,380 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
三種町	51.3 歳	9 人	286,300 円	311,500 円	313,000 円	-	- 歳	- 円	-
うち校務員	52.2 歳	8 人	285,200 円	309,900 円	311,600 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.49
うち運転手	- 歳	1 人	- 円	- 円	- 円	自家用乗用自動車運転者	52.8 歳	203,600 円	-
秋田県	53 歳	243 人	326,800 円	363,220 円	343,922 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	- 円	328,862 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	51.1 歳	7 人	278,342 円	295,794 円	291,002 円	-	- 歳	- 円	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
三種町	— 円	— 円	—
うち校務員	5,037,435 円	2,862,400 円	1.76
うち運転手	— 円	2,664,600 円	—
うち火葬業務	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成29～31年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※「運転手」については職員数2名以下であり、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

- (注) 1 「平均料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		三種町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	181,928 円	181,928 円	182,200 円
	高校卒	149,610 円	149,610 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	146,992 円	146,992 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

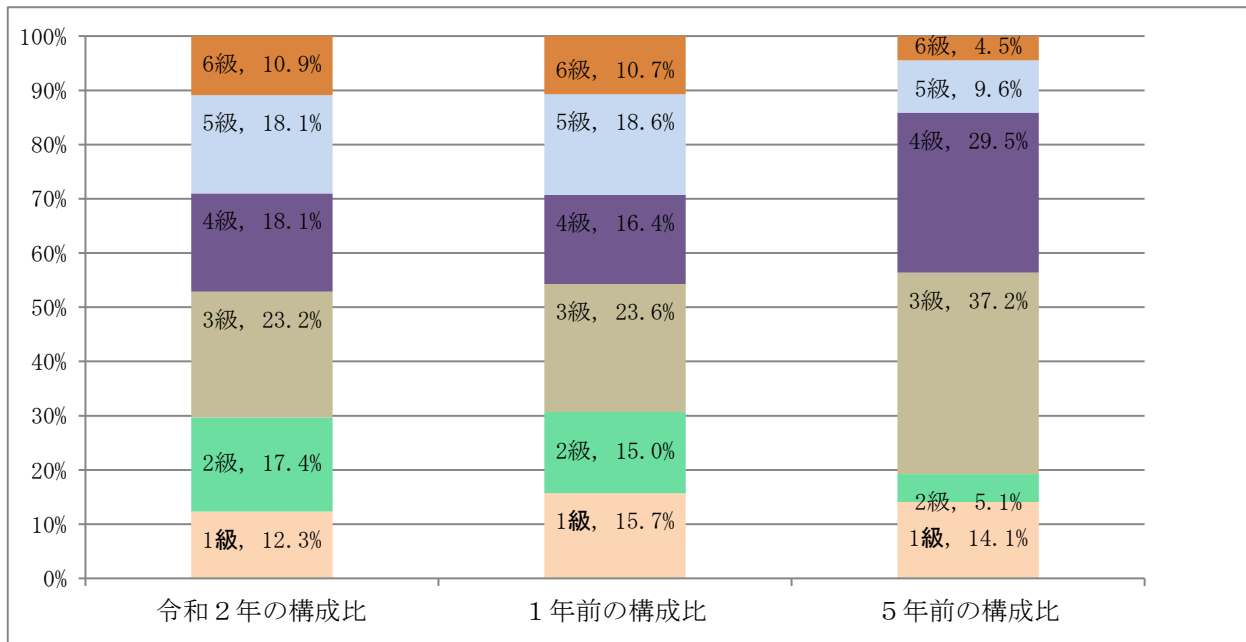
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,898 円	327,914 円	375,687 円	385,503 円
	高校卒	223,207 円	326,303 円	359,628 円	373,875 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	主管、課長	15人	10.9%	321,370円	412,989円
5級	参事、課長補佐	25人	18.1%	290,864円	395,672円
4級	係長、上席主査	25人	18.1%	264,788円	383,590円
3級	主席主査、主査	32人	23.2%	231,564円	352,380円
2級	主任	24人	17.4%	195,319円	306,268円
1級	主事	17人	12.3%	145,079円	249,283円

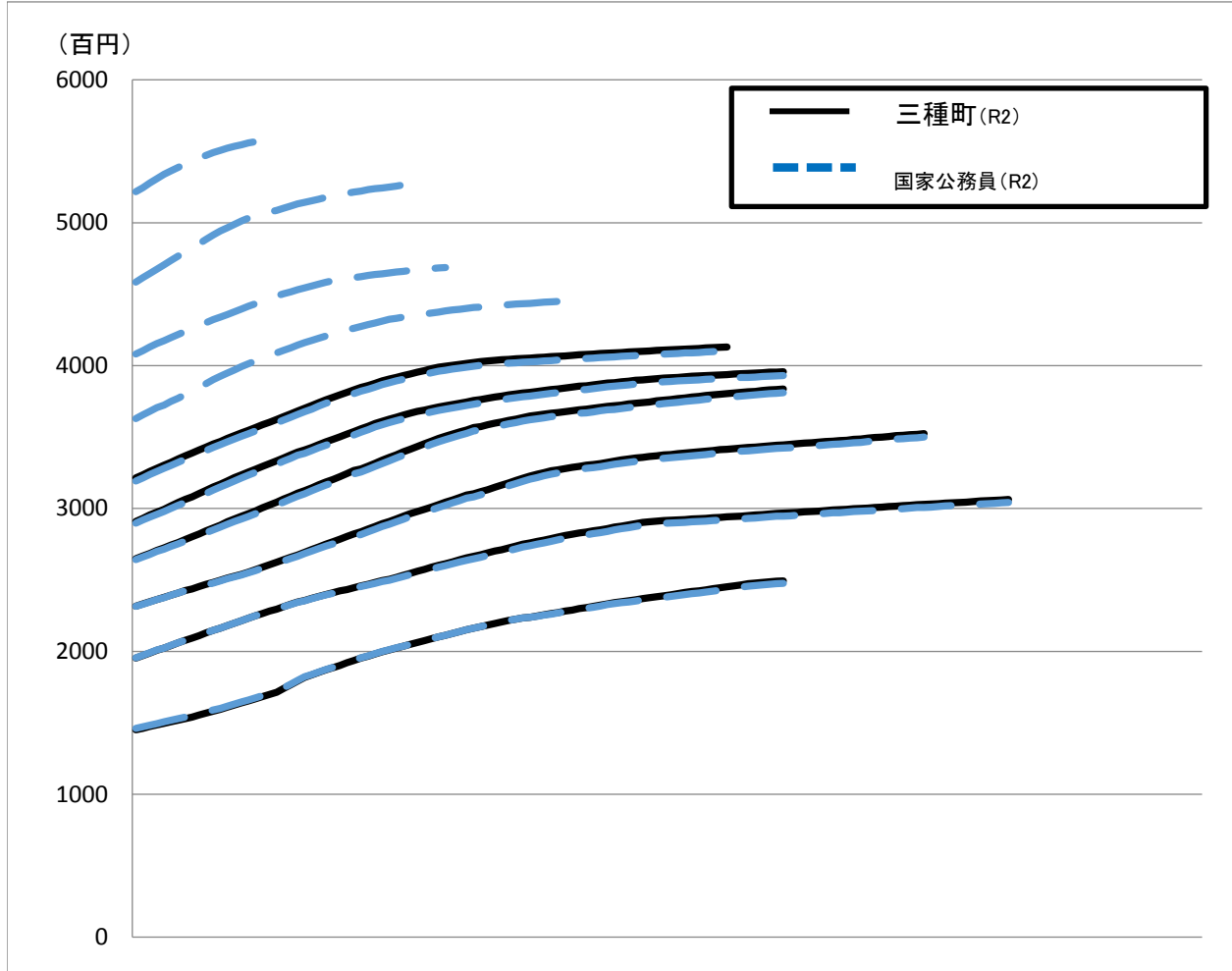
- (注) 1 三種町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年4月に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給与表カーブ比較表 (行政職 (一))

(令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和3年度			

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

三 種 町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,442 千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度) 1,675 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和2年度			

##### (2) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

三 種 町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分	47.709 月分		最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		13,018 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

本町は、地域手当の支給がありません。

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		302 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		50,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)		3.11 %		
手当の種類 (手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税徴収手当	税務徴収職員	税金の徴収業務	242 千円	4時間未満 400円 (1日) 4時間以上 600円 (1日)
感染症防疫作業手当	保健師等	感染症防疫業務	— 千円	1日 500円
ボイラー運転業務手当	施設管理担当職員	町有施設ボイラー運転業務	— 千円	1日 1,000円
死体処置移送手当	医師等	死体処置・移送業務	— 千円	死体処置 1体 1,500円 移送 1体 700円
火葬業務手当	火葬業務職員	火葬業務	64 千円	1日 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	25,583 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	198 千円
支給実績 (平成30年度) 決算	25,573 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	203 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 *特定期間加算 5,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	18,251 千円	228,138 円
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	—	5,171 千円	304,176 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用 支給限度額 55,000円</li> <li>自動車等利用 支給限度額 31,600円</li> </ul>	同	—	12,140 千円	80,933 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>主管、総務課長 月額48,000円</li> <li>課長、次長、局長、支所長 月額40,000円</li> <li>参事 月額32,000円</li> <li>課長補佐等、園長、専門監 月額22,000円</li> </ul>	同	区分及び 支給額	14,326 千円	341,095 円
管理職員 特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職員が休日等に緊急性を要する業務に従事し、休日等の振替等ができない場合に8,000円を支給</li> <li>災害対応等で平日深夜に勤務した場合に6,000円を支給</li> </ul>	同	—	66 千円	9,429 円
休日勤務手当	<p>休日法による休日などに勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数</p>	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,200円	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	<p>11月から翌年3月までの間、現に支給地域に在勤する職員に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主で扶養親族のある職員 17,800円</li> <li>世帯主で扶養親族のない職員 10,200円</li> <li>その他の職員 7,360円</li> </ul>	同	—	10,570 千円	63,675 円



## 5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	755,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	560,000 円	847,000 円/	648,000 円
報 酬	議 長	288,000 円	679,000 円/	546,000 円
	副 議 長	255,000 円	345,000 円/	263,900 円
	議 員	241,000 円	280,000 円/	213,400 円
期 末 手 当	町 長	(令和元年度支給割合)		
	副 町 長	3.175 月分		
	議 長	(令和元年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.175 月分		
	議 員	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	755千円×0.47×勤続月数	17,032 千円	任期毎
備 考	副 町 長	560千円×0.28×勤続月数	7,526 千円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4期=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

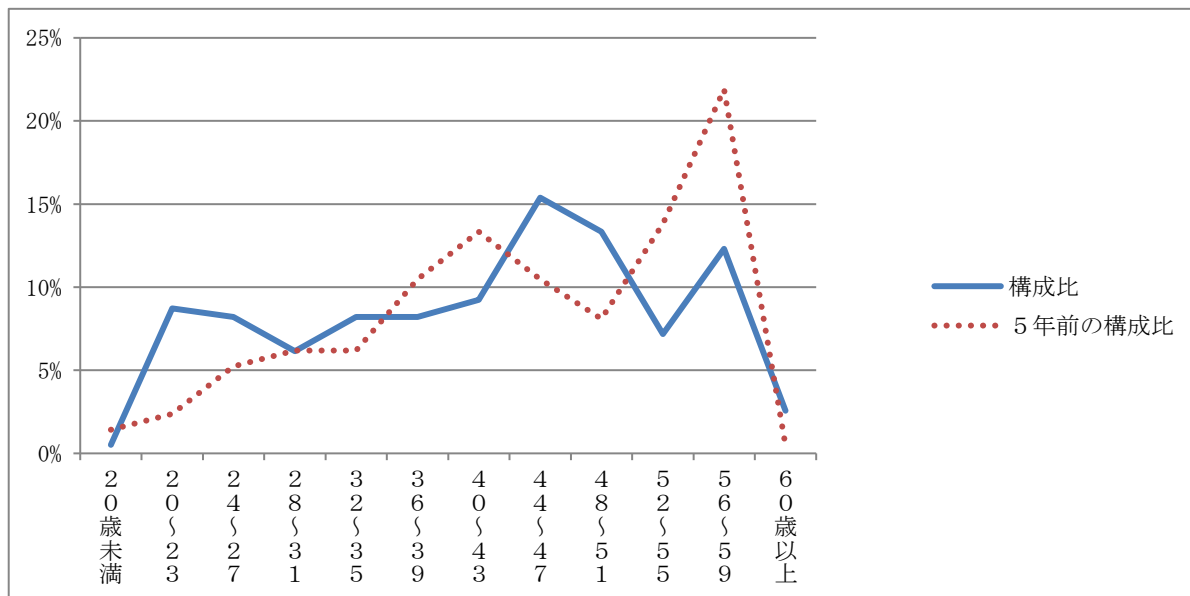
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和元年	令和2			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	53	50	△ 3	事務の統廃合による減
		税 務	12	11	△ 1	電算化促進による減
		農 林 水 産	17	16	△ 1	再任用短時間職員配置による減
		商 工	9	9	0	
		土 木	13	15	2	業務量平準化のための増
		民 生	32	36	4	業務量平準化及び保育士補充による増
		衛 生	11	13	2	業務量平準化のための増
	小 計	150	153	3	<参考>人口1万当たり職員数 95.19 人 ※類似団体 // 93.39 人	
	教 育 部 門	21	22	1	業務量平準化のための増	
小 計	171	175	4	<参考>人口1万当たり職員数 108.88 人 ※類似団体 // 112.44 人		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	3	3	0		
	下 水	4	3	△ 1	事務の平準化による減	
	そ の 他	15	14	△ 1	事務の平準化による減	
	小 計	22	20	△ 2		
合 計		193 〔 224 〕	195 〔 224 〕	2 〔 0 〕	<参考>人口1万当たり職員数 121.32 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数 2 [ ]内は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～22歳	23歳～25歳	26歳～28歳	29歳～31歳	32歳～34歳	35歳～37歳	38歳～40歳	41歳～43歳	44歳～46歳	47歳～49歳	50歳～52歳	53歳～55歳	56歳～58歳	59歳以上	計
職員数	1	17	16	12	16	16	18	30	26	14	24	5	195			195

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	163	161	161	152	150	153	△ 10 ( △ 6.1 %)
教育	26	25	22	24	21	22	△ 4 ( △ 15.4 %)
普通会計計	189	186	183	176	171	175	△ 14 ( △ 7.4 %)
水道	3	3	3	3	3	3	0 ( 0.0 %)
下水道	4	4	4	4	4	3	△ 1 ( △ 25.0 %)
その他	14	14	15	15	15	14	0 ( 0.0 %)
公営企業会計計	21	21	22	22	22	20	△ 1 ( △ 4.8 %)
総合計	210	207	205	198	193	195	△ 15 ( △ 7.1 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和元年度	千円 286,519	千円 △ 5,328	千円 16,751	% 5.8%	% 6.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉	計 B		
令和元年度	人 3	千円 11,241	千円 1,123	千円 4,387	千円 16,751	千円 5,584	千円 6,151

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。  
 3 個人が特定されるものについては、公表しない。(職員2人以下)

##### イ 特記事項 なし

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三種町	42.9 歳	311,200 円	356,700 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
三種町公営企業	38.6 歳	円	520,933 円

平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

三種町公営企業	市町村公営企業(団体平均等)
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,462 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,521 千円
(令和元年度支給割合) 一般行政職と同じ	(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 ( — ) 月分 ( — ) 月分
(加算措置の状況) 一般行政職と同じ	(加算措置の状況) —

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

- イ 退職手当(令和2年4月1日現在) 一般行政職と同じ  
 ウ 地域手当(令和2年4月1日現在) 本町は該当なし  
 エ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在) 該当なし  
 オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度)	199 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	66 千円
支給実績(平成30年度)	414 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	138 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 10,000円 ・*特定期間加算 5,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	618 千円	206,000 円
住居手当	借家支給限度額 27,000円	同	—	246 千円	82,000 円
通勤手当	・交通機関利用 支給限度額 55,000円 ・自動車等利用 支給限度額 31,600円	同	—	463 千円	154,400 円
管理職手当	・主管、総務課長 月額48,000円 ・課長、次長、局長、支所長 月額40,000円 ・参事 月額32,000円 ・課長補佐等、園長、専門監 月額22,000円	同	区分及び 支給額	千円	円
管理職員 特別勤務手当	・管理職員が休日等に緊急性を 要する業務に従事し、休日等の 振替等ができない場合に8,000円 を支給 ・災害対応等で平日深夜に勤務 した場合に6,000円を支給	同	—	千円	円
休日勤務手当	休日法による休日などに勤務 した職員に支給 1時間当たりの給与額×135/ 100×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時から午前5時までの間に勤務 した職員に支給 1時間当たりの給与額×25/100 ×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき4,200円	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、 現に支給地域に在勤する職員に 対して支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	—	215 千円	71,600 円